

総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 油布 勝秀

1 日 時

平成29年9月27日（水） 午前10時15分から
午前10時25分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

油布勝秀、木付親次、麻生栄作、古手川正治、尾島保彦、玉田輝義、堤栄三

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係者の職・氏名

総務部長 尾野賢治 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第103号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものと全会一致をもって決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 課長補佐（総括） 小野清志
政策調査課調査広報班 主査 濱田誠吾

総務企画委員会次第

日時：平成29年9月27日（水）本会議休憩中

場所：第4委員会室

1 開 会

2 総務部関係

（1）付託案件の審査

第103号議案 平成29年度大分県一般会計補正予算（第5号）
（本委員会関係部分）

（2）その他

3 閉 会

会議の概要及び結果

油布委員長 ただ今から、総務企画委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案1件であります。

それでは、第103号議案平成29年度大分県一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

佐藤財政課長 第103号議案平成29年度大分県一般会計補正予算（第5号）の歳入全般について御説明させていただきます。

まず、別添の被害状況について、A4縦の1枚紙、こちらで被害状況について御説明させていただきます。

今回の台風第18号では、1名の方がお亡くなりになりました。また、5名の方が負傷されております。

被害状況につきまして、現在、調査を進めている住家被害につきましては、9月26日時点で全壊が2棟、一部損壊が18棟、床上浸水が1,489棟など、合わせて3,403棟となっております。

また、今もなお、3箇所の避難所で12世帯、16名の方が避難をされております。

4番のライフラインについては、津久見市で保戸島と四浦東地区の約500世帯で断水が続いている状況であります。

裏面の社会インフラ等の被害のところ、まず、道路被害につきましては289箇所、河川被害につきましては323箇所の被害ということで上がっております。

被害額等については、今現在調査中でございます。

議案書の1ページをお開きください。今回の補正額は第1条にありますとおり、97億6,802万4千円の追加であり、累計の予算額は6,360億7,078万6千円となります。

次に、別途お配りしております総務企画委員会資料1ページをお開きください。冒頭にありますとおり、今回の補正予算案は、台風第18号災害からの復旧・復興経費を追加するものです。

予算案の編成にあたっては、被害の全容が判明していない段階ではありますが、被災された方々の生活再建や農林漁業者・小規模事業者の経営再開、被災箇所の復旧などが、一日でも早く進むよう、今把握している被害状況と、これまでの被災経験を踏まえ、必要と考える対策を可能な限り盛り込みました。

その結果、4ページの上の表にありますように、補正額は、被災者・生活再建に4億7,650万円、農林水産業、商工業等への支援に3億7,900万円、道路・河川など社会インフラ等の復旧で89億1,252万4千円となり、総額で97億6,802万4千円となります。

これに、既決予算での対応額を加えた総額で117億1,677万9千円で、台風第18号災害からの復旧・復興対策に取り組んでまいります。

次に、歳入について説明します。

まず、委員会資料1ページ中段、歳入の内訳を御覧ください。財源対策の考え方ですが、今回の補正事業の中心となる災害復旧事業には、その3分の2に国庫支出金が、残り3分の1には、交付税措置率95%の県債が充てられます。こうした制度を有効に活用した上で、なお不足する財源について、財政調整基金16億5,712万9千円を取り崩して対応することとしています。

詳細については、平成29年度補正予算に関する説明書（補正第5号）で御説明します。

1ページをお開き願います。

今回補正するのは、一番下の分担金及び負担金2千万円から、次のページの下から2行

目の県債34億6,900万円までを合わせた97億6,802万4千円となります。

10ページをお開きください。

第9款国庫支出金第2項国庫補助金のうち、第2目福祉生活費国庫補助金6,455万円は、社会福祉施設の災害復旧支援や災害救助費に充てるものです。

また、第5目農林水産業費国庫補助金3億8,181万3千円は農林水産業施設等への復旧支援や災害関連緊急治山事業に充てます。

次のページを御覧ください。

第10目災害復旧費国庫補助金40億7,981万7千円は、道路や河川、漁港、県立学校の災害復旧事業に充てるものです。

15ページをお願いします。第15款県債34億6,900万円については、7億円の災害復旧事業債などを発行するものです。

1枚戻っていただきまして、13ページをお願いします。

第12款繰入金第2項基金繰入金です。第9目災害救助基金などの特定目的基金を取り崩すほか、先ほど御説明申し上げた国庫補助金や県債を充てた上で、なお不足する財源について財政調整基金を16億5,712万9千円取り崩して対応します。

この結果、29年度末の財政調整用基金残高は318億円となる見込みであり、安定的な財政運営に必要と考える標準財政規模の10%相当額324億円を6億円下回ることとなりますが、積み増しに向け、今後行革の取組を徹底してまいります。

油布委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

麻生委員 先ほど説明のあった交付税措置、95%の名称、内容について、もうちょっと説明をお願いします。

佐藤財政課長 災害復旧事業債で、充当率は100%です。

翌年度以降の元利償還金につきまして、95%の交付税措置がございます。

油布委員長 ほかに御質疑もないようですので、これより採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

油布委員長 御異議がないので、本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

油布委員長 ほかにないようですので、以上をもちまして、本日の委員会を終わります。執行部は、お疲れさまでした。